児童向け地域の職業を知るハンドブック(仮称)作成業務

業務仕様書

この業務仕様書(以下「仕様書」という。)は、岩手県沿岸広域振興局(以下、「県」という。)が実施する「児童向け宮古地域の職業を知るためのハンドブック(仮称)作成業務」(以下「本業務」という。)の受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者(以下、「受託者」という。)に要求する業務の内容を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(「以下「コンペ参加者」という。」の提案に具体的な指針を示すものです。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

宮古地域の企業において、近年、若年層の人材流出が進んでいること等を踏まえ、管内の児童が、早期の段階から地元企業を知る機会や地域の職業に触れる機会を創出することを目的とする。

※ 本業務における「宮古地域」とは、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村とする。

(2) 業務件名及び数量

児童向け地域の職業を知るハンドブック(仮称)作成業務 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月6日まで(予定)

(4) 委託上限額

1,650 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 業務内容

ア 児童向け地域の職業を知るハンドブック (仮称) の企画・作成 詳細は2(2)のとおり。

イ 自由提案

アのほか、本業務の目的を達するための効果的な広報等について、予算の範囲内で提案すること。

(6) 作成に当たっての基本的な考え方

- ア 本業務は、冊子作成の目的の達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、編集業務を含めた作成を委託するものであること。
- イ 小学生(3・4年生程度)が、身近な生活場面と関連させることで宮古地域の職業について理解を深められるような内容とすること。
- ウ 上記の観点から、見やすさ、分かりやすさに十分配慮した構成とし、写真やイラスト を多く取り入れ、平易な文章表現**に注意すること。
 - ※ すべての漢字にふりがなを付すことを原則とする。

2 業務の仕様に関すること

(1) 提案内容

宮古地域の魅力ある企業や、身近な生活を支える企業の理解を促進できるような冊子について企画提案すること。提案内容は、業務仕様書と合わせ、本業務の仕様として扱うものするが、目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託者との協議により項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ア テーマやコンセプト、構成案
- イ 掲載内容及びデザインイメージ等の企画内容の根幹
- ウ 事業全体のスケジュール

(2) 仕様等

マタ新	旧辛向け地域の職業な知るいいばずいカ(※信称)
ア名称	児童向け地域の職業を知るハンドブック(※仮称)
	※タイトルの提案を含む。
イ発行名義	企画・発行:岩手県 沿岸広域振興局 経営企画部 宮古地域振興センター
	編集・制作:受託者
ウ 業務内容	ハンドブックの作成に関する次に掲げる事項
	(ア) 関係機関(小学校(各市町村各1校の4校)、企業等)との打合せ
	(意見聴取) 及び確認調整
	(イ) 企画構成
	(ウ) デザインの実施
	(エ) 割り付け・構成・その他編集
	(オ) 資料の収集・写真撮影・取材・執筆
	(カ) 印刷物及びホームページ等での公開用データの作成
	(キ)(カ)の納品
	なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保する
	こと。
エ 規格等	(ア) 数量 1,200部
	(イ) 項数 20~30頁程度
	(ウ) 仕上 A4判、針金中綴じ製本
	(エ) 用紙 本文:マット紙45kg、表紙:コート紙135kg
	(オ) 刷色 オールカラー (写真・イラストを含む)
才 内容	(ア) 導入 (冊子の目的や使い方、地域の特性 (自然・観光・産業・等))
	(イ) 地域の業種 ^{*1} と、児童の生活とのつながり
	(ウ)(イ)の業種の解説及び業種属する企業の名称及び概要の紹介
	(エ)(ウ)の企業(最低5社とし管内市町村各1社以上)の概要及び従業
	員の1日等の特集**2
	(オ) その他授業や自主学習に活用できる情報(企業見学の可否等)
	2

		※1:地域のさかんな産業(コネクタ・金型産業、漁業や水産加工、観
		光・宿泊業等)、人手不足が課題とされる業種(医療・福祉等)も含まれる
		よう努めること。
		※2:特集内容は提案によることし、取材、写真撮影、執筆及び掲載内容
		に係る企業との調整を行うこと。企画提案時点で企業の承諾を得ているこ
		とまでは要しないが、作成過程で大きな変更が生じないよう努めること。
力	資料等収集	県は、業務の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資
		料等の提供を行う。
丰	業務行程	8~9月:契約締結 ※以降、随時県担当者と情報共有・打合せのこと。
		9~10月:企画・構成打合せ
		10~2月:資料収集、写真撮影、取材、編集、校正、印刷、製本
		2~3月:校了・納品
ク	成果物	印刷物及び配布用データ
ケ	納期	令和6年3月6日(水)予定

(3) 資料提供

提案に当たっては、資料4「管内小学校からのヒアリング結果概要」を適宜活用のこと。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画等主要な部分を一括して第三者に委託し、又は 請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の 内容、再委託先(称号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を県に対し て文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由 を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

- イ 県は、上記(2)「再委託等の制限」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき 著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要 な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

県は、委託業務において作成したコンテンツに係る知的財産権を受託者から譲り受けないものとする。ただし、受託者は、県が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を県に許諾する。具体的には下記のとおりとし、これによらない場合は別途協議すること。

ア 業務上必要な範囲においての増刷、複製、一部使用

イ 県の施策推進のために必要と考えられる業務での利用

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13 年 岩手県条例第7号)を遵守しなければならないこと。